

令和4年6月2日

学 生 各 位

学生担当副学長 太 田 圭

課外活動の今後の活動形態について

皆さんの日頃の感染拡大防止対策へのご協力について感謝します。

本学では、新型コロナウイルス感染症に関する今後の考え方について(令和4年5月16日付)において、ウィズコロナ時代における大学の平常化を目指すこととしており、課外活動についても、感染防止対策との両立を図り、活気あふれるキャンパスの日常を取り戻したいと考えています。

一方で、新型コロナウイルスの感染状況については、全国的には減少傾向にあるものの、茨城県においては依然高止まりの状況であり、学内ではクラスターも発生しています。

また、本学は附属病院を有していますが、茨城県は人口当たりの医師数が全国ワースト2位の医師少数県であり、本学附属病院は県内唯一の特定機能病院として、医療の最後の砦としての機能を維持することが求められています。

これらのことから、引き続き、基本的な対策の徹底と、リスクの高い行動を避け感染拡大を抑えることが必要と考えており、以下のとおり、3回目ワクチン接種の職域接種の完了する6月末まで、現状の課外活動の活動形態を継続し実施することとします。

ただし、オミクロン株による感染事例の多くは、3密回避が守られていない換気の悪い場所での会食など飲食の場面で発生していることから、3密が回避できる活動については認めることとします。

引き続き、「感染しない」「感染させない」ためにどうしたら良いかをしっかりと考え行動願います。

現状の課外活動の活動形態を継続 期 間：～6月30日まで

◎課外活動

- ・感染拡大防止に最大限配慮した上、小規模な活動*のみ活動を認めます。
- ・大会等への参加に向けて必要不可欠な活動であり、なおかつ顧問教員が責任をもって感染防止対策を実行する活動を認めます。

*「小規模な活動」とは、3密を回避した5～6人での活動とする。

本学の活動形態（令和4年4月28日～）より

ただし、以下の条件下の活動については、活動できるものとする

オミクロン株による感染事例の多くは、3密回避が守られていない換気の悪い場所での会食など飲食の場面で発生していることから、3密が回避できる以下の活動については認める

- ①屋外での活動は認める
- ②教室等における屋内での活動でも、現在の授業における方針**に準拠し収容定員の1/3程度の人数の活動は認める

**学生同士の周囲（前後左右）の間隔を1メートル以上確保する方針

課外活動及び学生生活における基本的な感染防止策について

1. 課外活動について

(1) 基本的な活動形態について【変更なし】

- ・感染拡大防止に最大限配慮した上、小規模な活動*のみ活動を認めます。
- ・大会等への参加に向けて必要不可欠な活動であり、なおかつ顧問教員が責任をもって感染防止対策を実行する活動を認めます。

*「小規模な活動」とは、3密を回避した5～6人での活動とする。

(2) 活動の際に遵守すべき条件について【変更部分：赤色フォント】

①小規模な活動

条件) 3密を回避した5～6人での活動であること

ただし、以下の条件下の活動については、活動できるものとします。

① 屋外での活動であること

② 教室等における屋内での活動でも、現在の授業における方針に準拠し収容定員の1/3程度の人数の活動であること

②大会等（公式戦・各種大会・イベント等）への参加に向けて必要不可欠な活動

条件)・顧問教員が責任を持ち、感染防止対策を確実に指導・実行すること

・可能な限り、PCR検査等により陰性を確認した上で活動すること

③スポーツ連盟、自治体等の主催団体が感染防止対策に責任を持って開催する大会等（公式戦・各種大会・イベント等）への参加

条件)・参加団体において感染防止対策が確実に実施されること

・不特定の者が参加する大会等ではないこと

・宿泊を伴う大会等への参加の場合は、「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」及び「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」に基づき特例申請を行い、許可を受けること

(3) 活動にあたり事前申請が必要な事項について【変更なし】

以下の活動については、これまでどおり「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」及び「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」に基づき特例申請を行い許可を受ける必要があります。

①宿泊を伴う活動

・顧問教員が帯同するもの

②不特定の者が参加するイベントへの参加

・学生団体としてのイベントへの参加が対象（個人での参加は対象外）

・イベント主催者による感染防止対策が十分になされていること

・学生団体としてイベントに参加する際の感染防止対策が十分であること

(4) 課外活動における感染拡大防止策について【変更なし】

- ① 本学における「新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応指針」及び「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」による感染防止対策を徹底するとともに、以下に注意してください。

- ・PCR検査等により陰性を確認した上での活動を推奨します。
- ・健康観察記録結果の顧問教員等の責任教員への報告及び活動履歴の管理を徹底してください。
- ・教室、体育施設等の予約に関しては、各管理部局の指示に従ってください。
- ・学外で活動する際は「学生団体学外行事届」を提出してください。
- ・活動後は直ちに散会し、会食・懇親会は行なわないでください。

② 発表会等を館内ホール等の屋内ステージ上で行う場合、以下の点に留意ください。

- 1) 会場における感染防止対策について
 - ・密集回避のため、収容率を50%までとすること
 - ・こまめな換気（1時間に2回以上(30分に1回程度)・1回に5分以上）を徹底すること
- 2) 発表者側の感染防止対策について
 - ・発表時においても、できる限りマスク又はフェイスシールドを着用すること。
 - ・演者間の距離は2m程度開けること
 - ・演者同志の接触は避けること。発表等において必要がある場合は最小限に留めること
 - ・「大声」での発表は控えること。発表等において必要がある場合はフェイスシールドを着用するか、又は最小限に留めること
- 3) 来場者の感染防止対策について
 - ・飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さない）を徹底すること
 - ・来場者間の密集回避のため、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること
- 4) 来場者の把握・管理等
 - ・チケット予約時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用し、参加者の連絡先を把握すること
- 5) 学外で活動する際は「学生団体学外行事届」の提出並びに、発表会等の実施計画書及び安全（感染）対策に関する書類を提出すること
感染防止対策が十分であることを確認したうえで開催を認めます。

(5) その他【変更部分：赤色フォント】

- ①所属教育組織から感染拡大防止に関する通知がある場合には、それに従うこと
- ②特に、医学群の学生については、令和4年5月24日（火）から活動の再開が許可されました。活動にあたっては医学群の感染拡大防止対策を厳守すること

2. 学生生活における基本的な感染拡大防止策について

(1) 基本的な感染症対策を徹底【変更なし】

- ・マスクは正しく着ける^(注)
- ・石けん等でしっかり手洗い
- ・3密を避け社会的距離を確保、一つの密でも避けて「ゼロ密」を目指して
- ・特に人と人との距離は十分に保つ（できるだけ2m（最低1m）空ける）
- ・今まで以上の十分な換気（個人の部屋でもこまめに換気を）
- ・風邪の諸症状があるときは他者との接触を避け自宅にて静養、すぐに受診を

(注) 5月23日に、政府の新型コロナ対策の基本的対処方針が改訂され、マスク着用の考え方が整理して示されました。屋外での他者と身体的距離の確保されているような場面、あるいは身体的距離が確保できなくても会話をほとんど行わない場面では、マスクの着用の必要がないとされましたが、本学においては、これまでどおり基本的な感染防止対策として、マスクの着用について協力をお願いします。

(2) 飲食の場面における対策について【変更なし】

- ・感染防止対策を適切に実施している飲食店を選ぶこと（いばらきアマビエちゃんの宣誓書が掲示されている飲食店等）
- ・座席の間隔が確保（又はアクリル板などのパーティションの設置）され、換気が徹底されている飲食店を選ぶこと
- ・会食は短時間、少人数（4人以下）とすること
- ・食事中は黙食、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること

〔参考〕

- [「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」](#)
- [「課外活動制限下における団体活動に関する申合せに基づく特例許可申請」](#)
- [「新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の本人の行動フロー（第3版）（R4.2.4）」](#)
- [「団体内に感染が疑われる者」「陽性者」が発生した場合の団体活動について（R4.2.10）」](#)

担当：学生部学生生活課課外教育担当 Tel：029-853-2248、2247 E-mail：gk-kagai@un.tsukuba.ac.jp
--